

# 風水害対策編



修正後		修正前		修正理由																
<p><b>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 中部電力パワーグリッド(株) (松本支社安曇野営業所)</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 中部電力パワーグリッド(株) (松本支社安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(略)	(略)	<p><b>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(略)	(略)	<p>事業者名の変更 (意見元：中部電力パワーグリッド(株))</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(6) 中部電力パワーグリッド(株) (松本支社安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																			
(略)	(略)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																			
(略)	(略)																			

修正後		修正前		修正理由
<p><b>第1節 電気施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>j 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する</p> <p>(k) <b>土砂災害</b>のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(j) <b>土砂災害</b>のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策</p>		<p><b>第1節 電気施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>j 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する</p> <p>(k) <b>土石災害</b>のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(j) <b>土石災害</b>のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推</p>		<p>文言の修正 (意見元：犀川砂防事務所)</p>

<p>の推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p>	<p>進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p>	
---	---	--

風水害対策編 第2章 第7節

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第7節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>令和5年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車14台（略）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画</p> <p>水力発電設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p> <p>4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、保健医療部）</p> <p>(ウ) 安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野市薬剤師会、長野県柔道整復師会及び長野県助産師会安曇野地区と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>平成31年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車18台（略）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画</p> <p>電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p> <p>4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（総務部、保健医療部）</p> <p>(ウ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p>	<p>時点修正 （意見元：市職員）</p> <p>文言の修正 （意見元：東京電力リニューアブルパワー(株)）</p> <p>組織名の訂正及び追加 （意見元：市職員）</p>

風水害対策編 第2章 第8節

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】 (<u>危機管理課</u>、都市建設部、農林部)</p> <p>(イ) 水防訓練の実施 (年1回以上)</p> <p>a 水防技能の習熟</p> <p>b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</p> <p><u>c 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】 (<u>総務部</u>、都市建設部、農林部)</p> <p>(イ) 水防訓練の実施 (年1回以上)</p> <p>a 水防技能の習熟</p> <p>b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の修正 (意見元：松本 地方振興局)</p>

風水害対策編 第2章 第9節

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者支援計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。<u>また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p> <p><u>市が、市地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者(以下「避難支援等関係者」という。)</u></li> <li>・<u>避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</u></li> <li>・<u>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></li> <li>・<u>名簿の更新に関する事項</u></li> <li>・<u>名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項</u></li> <li>・<u>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u></li> <li>・<u>避難支援等関係者の安全確保</u></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者支援計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。</p>	<p>文言の修正 (意見元：松本 地方振興局)</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難の受入活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 避難計画の作成等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市（<u>危機管理課</u>、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(オ) 市及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u></p> <p><u>また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市及び県は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難の受入活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 避難計画の作成等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市（<u>総務部</u>、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>組織改編による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正 (意見元：松本地域振興局)</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p><u>災害時</u>には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 生活必需品の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>協定締結先と災害時を想定した、連絡方法を調整する。</u>（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p><u>災害発生時</u>には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 生活必需品の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 協定の締結先と<u>災害発生時</u>を想定した、連絡方法を調整する。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正 (意見元：松本地域振興局)</p>

風水害対策編 第2章 第18節

修正後	修正前	修正理由
<p><b>第18節 電気施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画</p> <p><u>水力発電</u>設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p>	<p><b>第18節 電気施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画</p> <p><u>電力</u>設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p>	<p>文言の修正 (意見元：東京電力リニューアブルパワー(株))</p>

風水害対策編 第2章 第22節

修正後	修正前	修正理由
<p><b>第22節 通信・放送施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>が実施する計画】</p>	<p><b>第22節 通信・放送施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が実施する計画】</p>	<p>事業者等の追加 (意見元：東日本電信電話(株))</p>

風水害対策編 第2章 第33節

修正後	修正前	修正理由
<p><b>第33節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで</u>、学校における防災訓練等をより実践的のものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。</p>	<p><b>第33節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、学校における防災訓練等をより実践的のものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正（意見元：松本地域振興局）</p>

修正後	修正前	修正理由																										
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第4 警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (2) 雨を要因とする特別警報の指標 (発表条件) <b>【大雨特別警報 (浸水害)】</b></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 台風等を要因とする特別警報の指標 (略) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域 (予報円がかかる地域) における、暴風の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風 (雪を伴う場合は暴風雪) の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>(4) 雪を要因とする特別警報の指標 府県区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>(5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値 (令和5年11月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="222 1570 1210 1759"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50 年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>既往最深積雪深 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本</td> <td style="text-align: center;"><u>57</u></td> <td style="text-align: center;">78</td> </tr> <tr> <td>大町</td> <td style="text-align: center;"><u>115</u></td> <td style="text-align: center;">117</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。 注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</p>	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)	松本	<u>57</u>	78	大町	<u>115</u>	117	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第4 警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (2) 雨を要因とする特別警報の指標 (発表条件) <b>【大雨特別警報 (浸水害)】</b> <u>雨に関する安曇野市の50年に一度の値一覧 (令和3年3月25日)</u></p> <table border="1" data-bbox="1448 541 2546 682"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>48時間の降水量</th> <th>3時間の降水量</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50年に一度の値</td> <td style="text-align: center;"><u>268mm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80mm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>174</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1 「50年に一度の値」欄の値は、安曇野市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったの。</u> <u>注2 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。</u> <u>注3 特別警報は、県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</u></p> <p>(3) 台風等を要因とする特別警報の指標 (略) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域 (予報円がかかる地域) における、<b>大雨・暴風</b>の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、<b>大雨・暴風</b> (雪を伴う場合は暴風雪) の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>(4) 雪を要因とする特別警報の指標 府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>(5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値 (令和3年10月28日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1549 2439 1738"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50 年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>既往最深積雪深 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本</td> <td style="text-align: center;"><u>58</u></td> <td style="text-align: center;">78</td> </tr> <tr> <td>大町</td> <td style="text-align: center;"><u>117</u></td> <td style="text-align: center;">117</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。 注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</p>	種 類	48時間の降水量	3時間の降水量	土壌雨量指数	50年に一度の値	<u>268mm</u>	<u>80mm</u>	<u>174</u>	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)	松本	<u>58</u>	78	大町	<u>117</u>	117	<p>項目削除 (意見元：長野地方気象台)</p> <p>文言訂正 (意見元：長野地方気象台)</p>
地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)																										
松本	<u>57</u>	78																										
大町	<u>115</u>	117																										
種 類	48時間の降水量	3時間の降水量	土壌雨量指数																									
50年に一度の値	<u>268mm</u>	<u>80mm</u>	<u>174</u>																									
地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)																										
松本	<u>58</u>	78																										
大町	<u>117</u>	117																										



警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

発表官署 長野地方気象台

安曇野市	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	松本地域		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	108	
	洪水	流域雨量指数基準	犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.7, 会田川流域=15.2, 濁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=31.1, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.1, 天満沢川流域=5.9, 烏川流域=15.6, 万水川流域=10.9, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=34.6	
		複合基準*1	犀川流域=(5, 40.5), 潮沢川流域=(5, 6.2), 会田川流域=(5, 13.2), 万水川流域=(5, 9.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	犀川流域=36, 潮沢川流域=5.3, 会田川流域=12.1, 濁沢川流域=4.9, 高瀬川流域=24.8, 穂高川流域=21, 乳川流域=16, 天満沢川流域=4.7, 烏川流域=12.4, 万水川流域=8.7, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.6	
		複合基準*1	犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 4.2), 会田川流域=(5, 9.7), 烏川流域=(5, 9.9), 万水川流域=(5, 8.7)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%*2		
	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
	着水	著しい着水が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数、留意し雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

発表官署 長野地方気象台

安曇野市	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	松本地域		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.6, 会田川流域=14.7, 濁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=30.9, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.2, 天満沢川流域=6, 烏川流域=15.7, 万水川流域=11, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=34.3	
		複合基準(※1)	犀川流域=(5, 40.5), 潮沢川流域=(5, 6.3), 会田川流域=(5, 13.2), 万水川流域=(5, 9.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	4
			土壌雨量指数基準	68
洪水		流域雨量指数基準	犀川流域=36, 潮沢川流域=5.2, 会田川流域=11.7, 濁沢川流域=5, 高瀬川流域=24.7, 穂高川流域=21, 乳川流域=16.1, 天満沢川流域=4.8, 烏川流域=12.5, 万水川流域=8.8, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.4	
		複合基準(※1)	犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 5.2), 会田川流域=(5, 11.7), 烏川流域=(6, 10), 万水川流域=(5, 8.8)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
強風		平均風速	13m/s	
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度20%で実効湿度55%(※2)		
なだれ		1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
低温		夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
霜		早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
着水		著しい着水が予想される場合		
着雪		著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

時点修正  
(意見元:長野地方気象台)

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <b>指示</b> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <b>情報</b> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

文言訂正  
(意見元：長野  
地方気象台)

4 その他の情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危</u>

4 その他の情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
※ 土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</u> 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

文言訂正  
（意見元：長野地方気象台）

危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(安曇野市は長野県中部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示(警戒レベル4)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(安曇野市は長野県中部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示(警戒レベル4)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

ただし、別表6にある5市については分割して発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現したときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

文言の訂正  
(意見元：松本地方振興局、長野地方気象台)

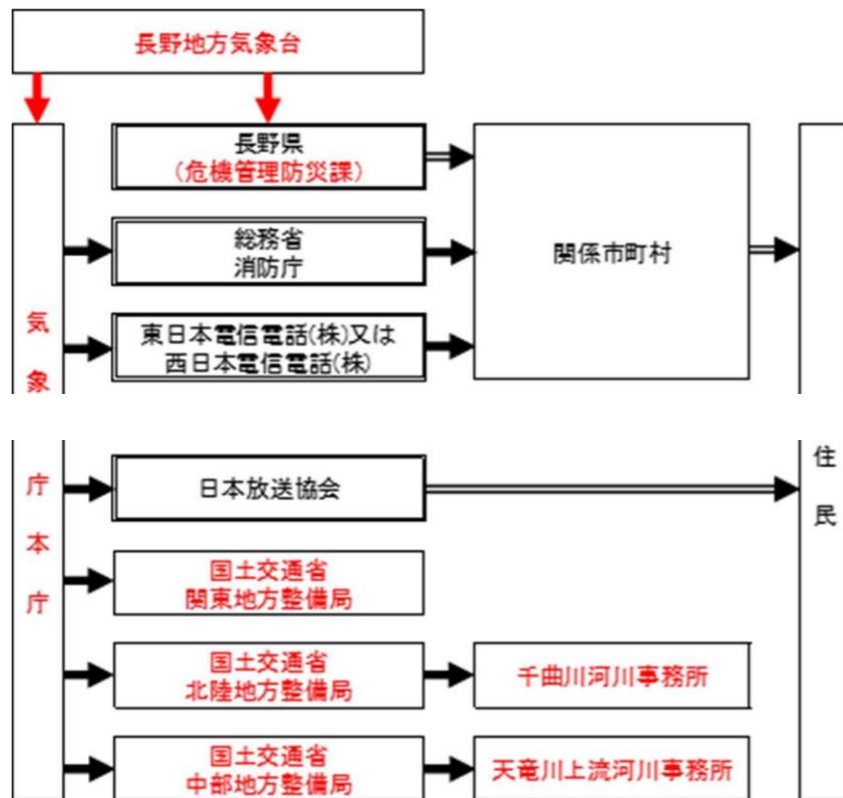
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（安曇野市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

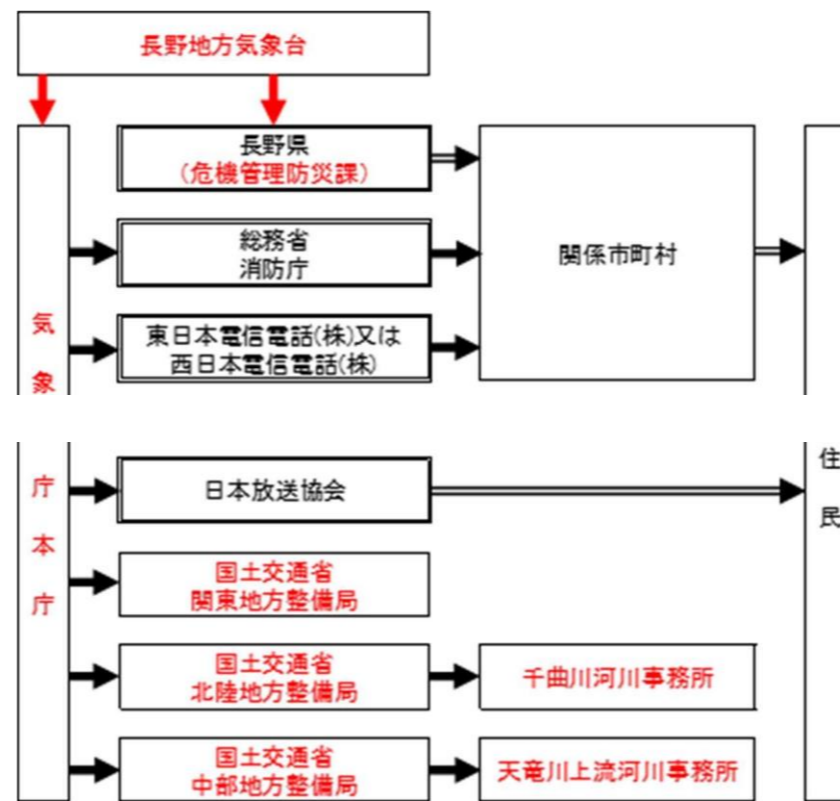
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（安曇野市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

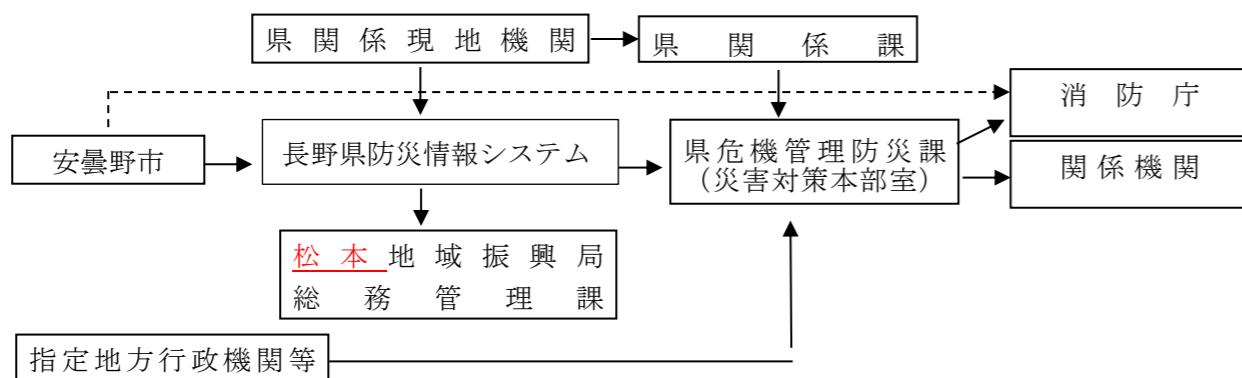
修正後			修正前			修正理由
<b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b>			<b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b>			安曇野市組織改編による修正 (意見元：市職員)  機関の追加 (意見元：犀川砂防事務所)
<b>第2 活動の内容</b> 2 被害状況等の調査と調査責任機関			<b>第2 活動の内容</b> 2 被害状況等の調査と調査責任機関			
調査事項	調査機関	協力機関	調査事項	調査機関	協力機関	
概況速報	市 ( <a href="#">危機管理課</a> )	県関係現地機関	概況速報	市 ( <a href="#">総務部</a> )	県関係現地機関	
人的及び住家の被害	市 ( <a href="#">危機管理課</a> )、松本広域消防局	松本地域振興局	人的及び住家の被害	市 ( <a href="#">総務部</a> 、 <a href="#">財政部</a> )、松本広域消防局	松本地域振興局	
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況	市 ( <a href="#">危機管理課</a> )、松本広域消防局	松本地域振興局	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況	市 ( <a href="#">総務部</a> )、松本広域消防局	松本地域振興局	
社会福祉施設被害	市 (福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所	社会福祉施設被害	市 (福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所	
農・畜・養蚕・水産業被害	市 (農林部)	松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合	農・畜・養蚕・水産業被害	市 (農林部)	松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合	
農地・農業用施設被害	市 (農林部)	松本地域振興局、土地改良区、水利組合	農地・農業用施設被害	市 (農林部)	松本地域振興局、土地改良区、水利組合	
林業関係被害	市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合	林業関係被害	市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合	
公共土木施設被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関		公共土木施設被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関		
土砂災害等による被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、 <a href="#">犀川砂防事務所</a>		土砂災害等による被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所		
都市施設被害	市 (都市建設部)	安曇野建設事務所	都市施設被害	市 (都市建設部)	安曇野建設事務所	
水道施設被害	市 (上下水道部)	松本地域振興局	水道施設被害	市 (上下水道部)	松本地域振興局	
廃棄物処理施設被害	市 (市民生活部・施設管理者)	松本地域振興局	廃棄物処理施設被害	市 (市民生活部・施設管理者)	松本地域振興局	
感染症関係被害	市 (保健医療部)	松本保健福祉事務所	感染症関係被害	市 (保健医療部)	松本保健福祉事務所	
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所	
商工関係被害	市 (商工観光 <a href="#">スポーツ</a> 部)	松本地域振興局・市商工会	商工関係被害	市 (商工観光部)	松本地域振興局・市商工会	
観光施設被害	市 (商工観光 <a href="#">スポーツ</a> 部)	松本地域振興局、市観光協会	観光施設被害	市 (商工観光部)	松本地域振興局、市観光協会	
教育関係被害	市 (教育部)、設置者・管理者	<a href="#">中信教育事務所</a>	教育関係被害	市 (教育部)、設置者・管理者	<a href="#">松本教育事務所</a>	
県有財産被害	県関係機関		県有財産被害	県関係機関		
市有財産被害	市 ( <a href="#">総務部</a> )		市有財産被害	市 ( <a href="#">財政部</a> )		
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局	公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局	
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会	警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会	

火災速報	市（ <b>危機管理課</b> ）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

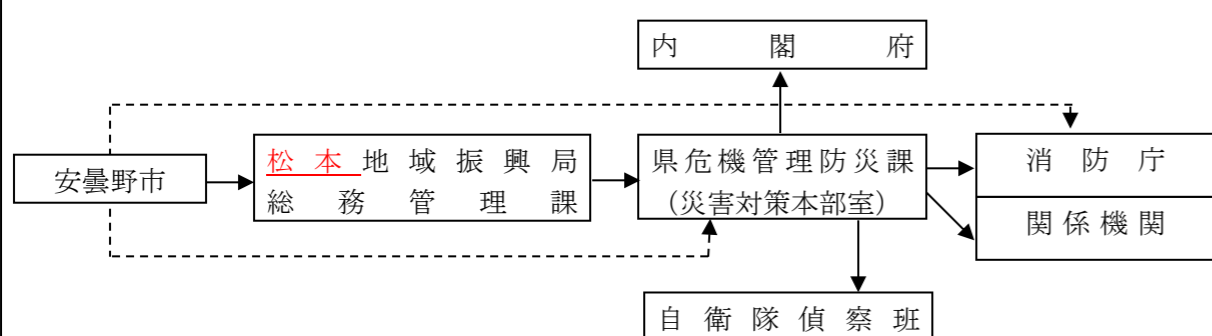
（消防庁への速報は消防庁第4号様式（その1）（表21の2））市町村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)

(表21の3))

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

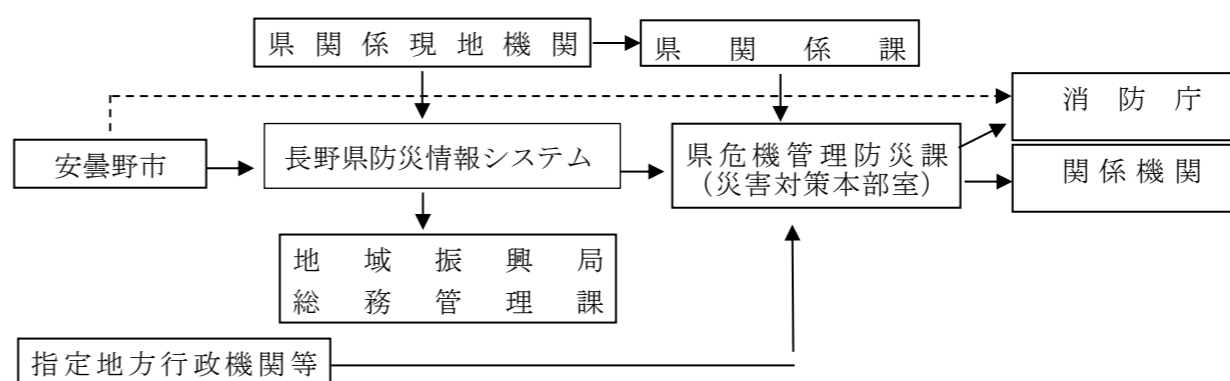
(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

火災速報	市（ <b>総務部</b> ）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

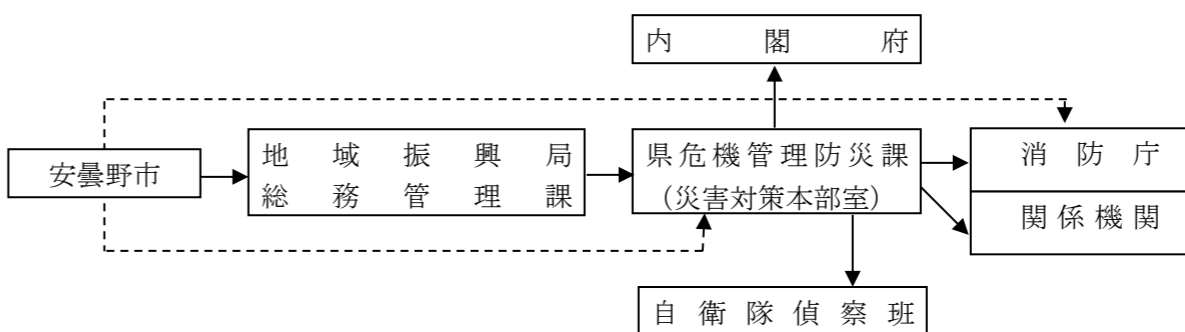
（消防庁への速報は消防庁第4号様式（その1）（表21の2））市町村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)

(表21の3))

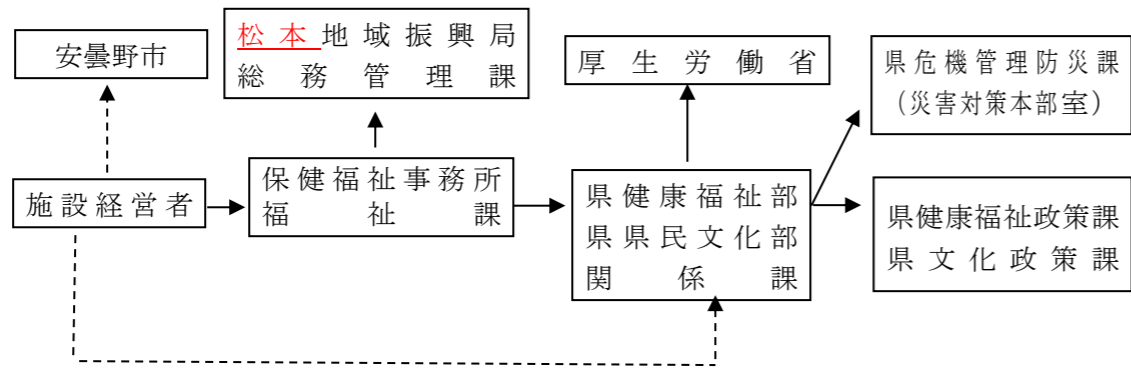
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

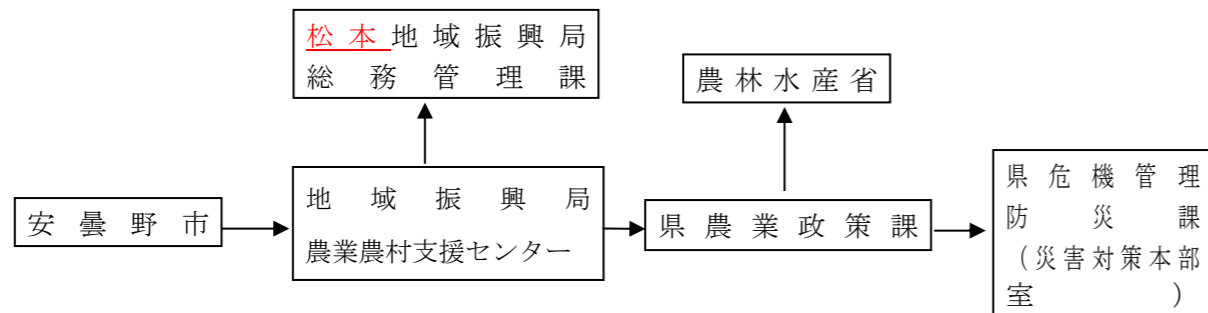
(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

別記の記載変更  
（意見元：松本  
地域振興局）

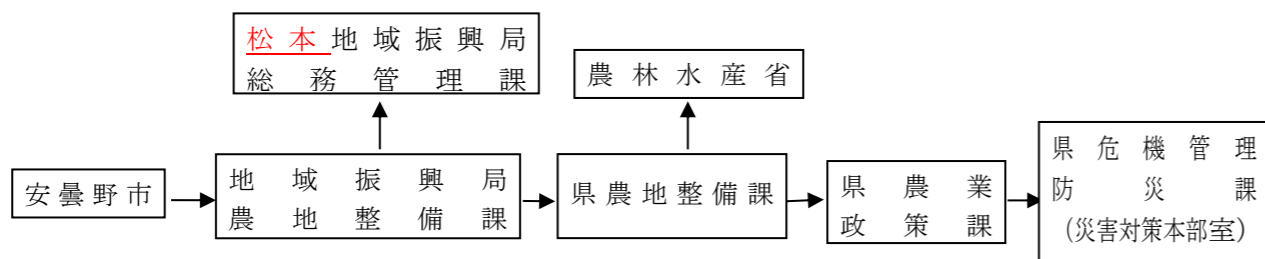


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 (県指定)

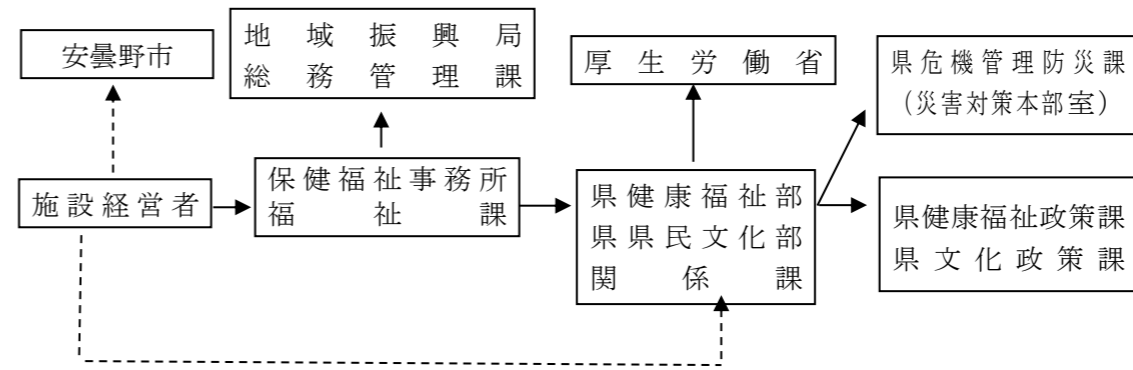
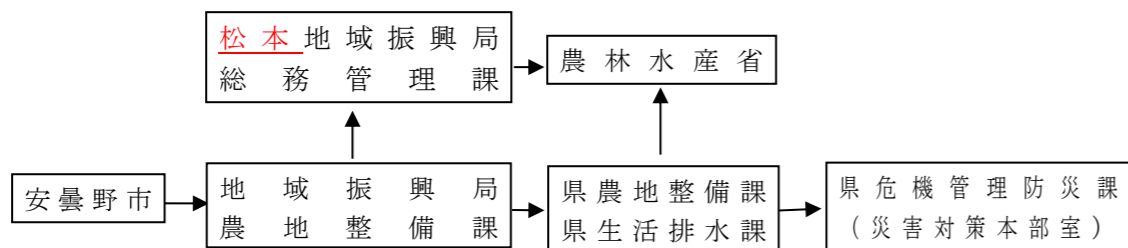
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

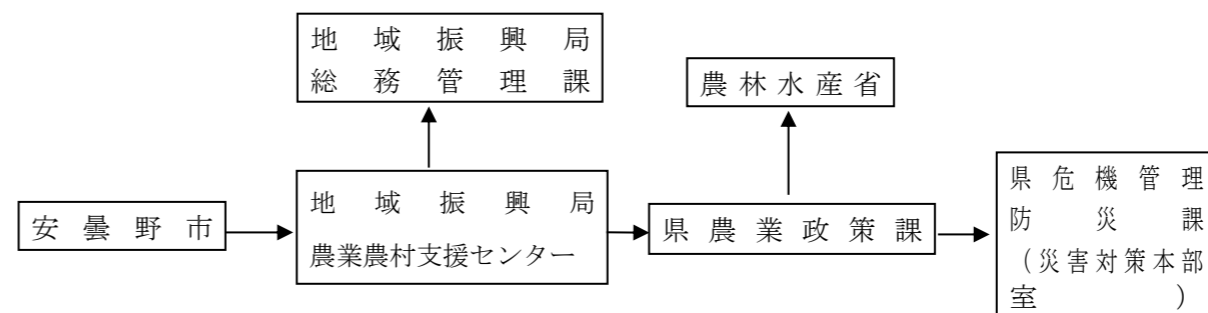


ウ 農業集落排水施設被害状況報告

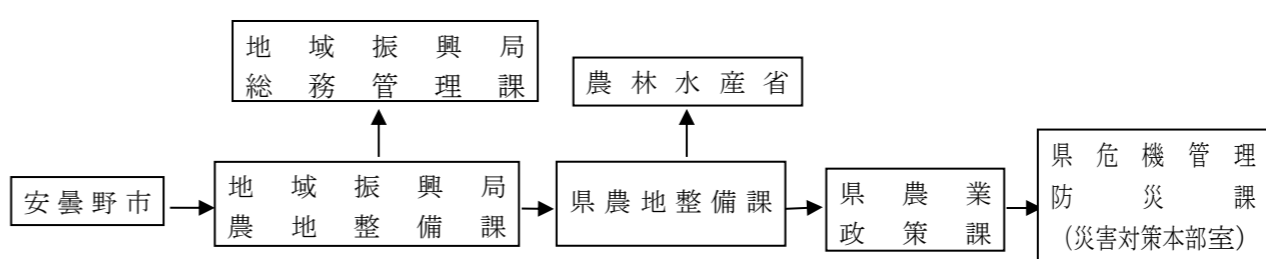


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 (県指定)

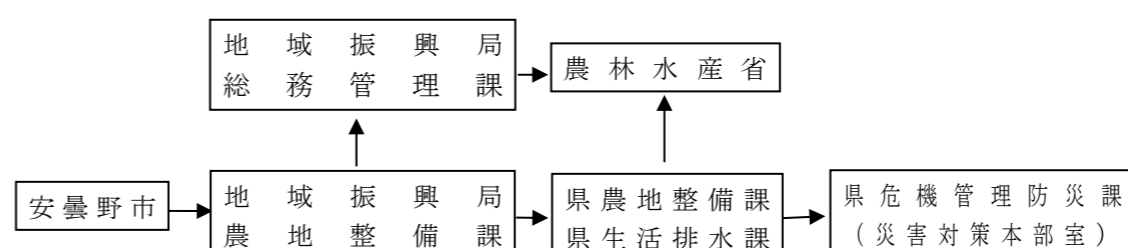
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



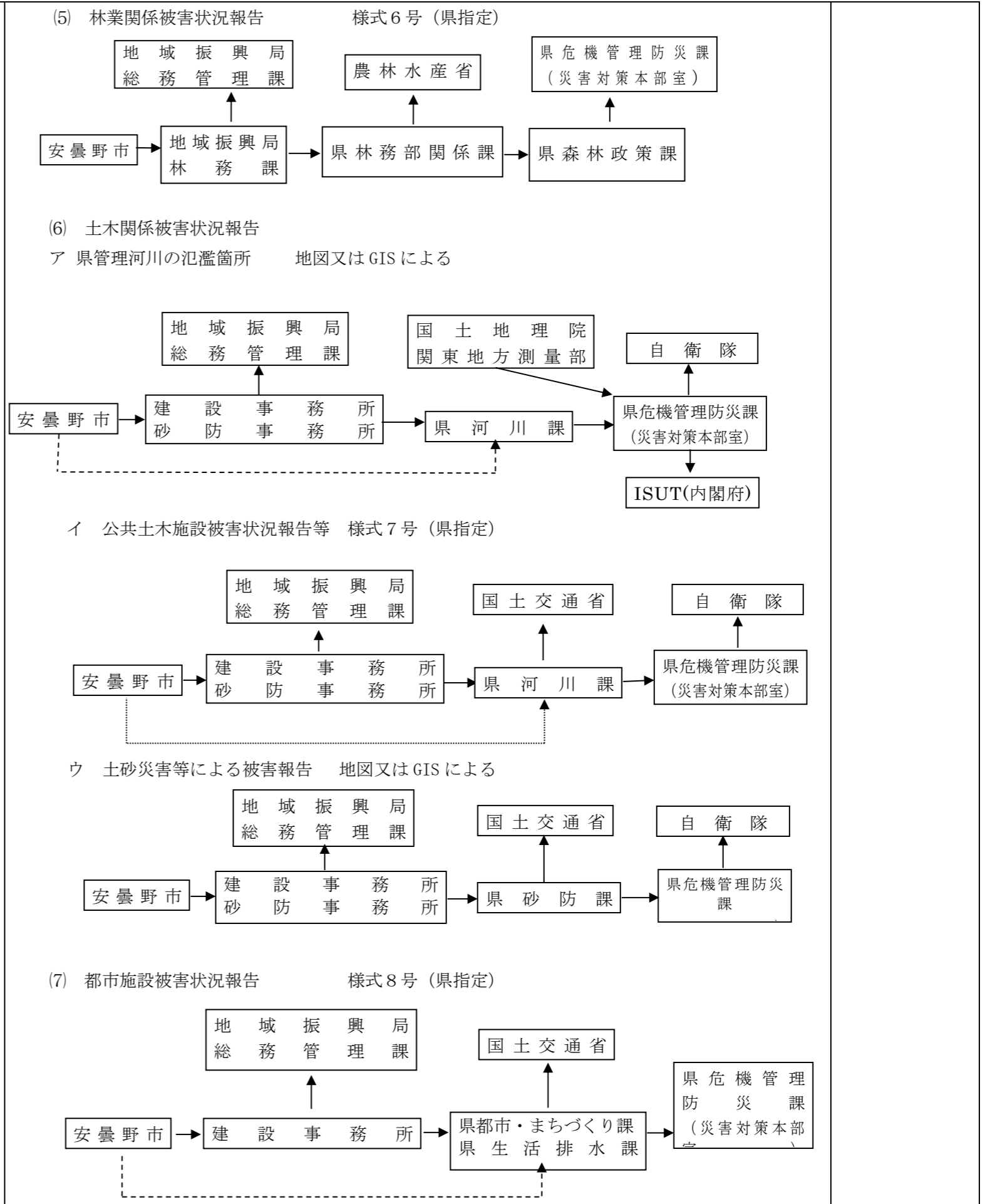
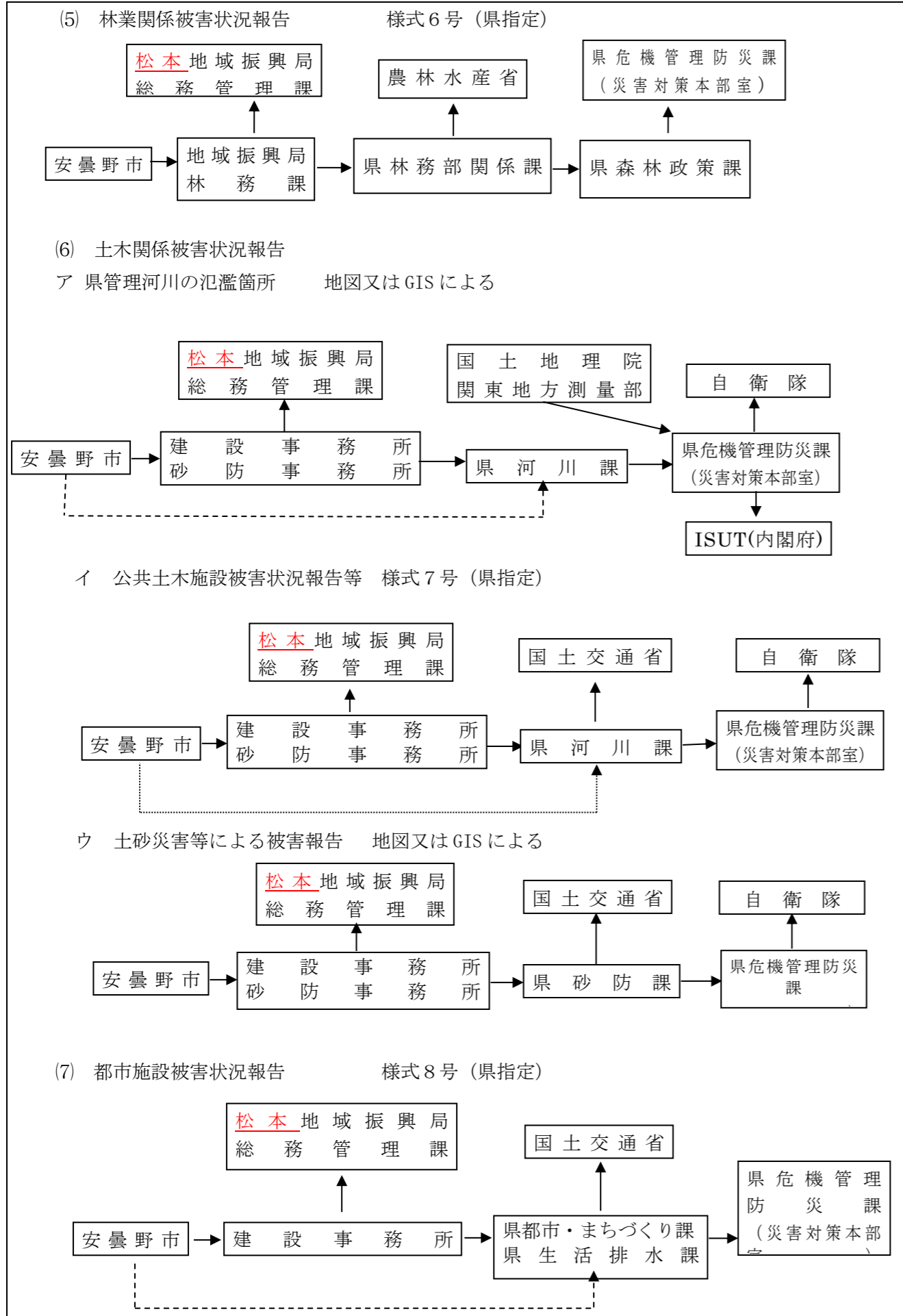
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)



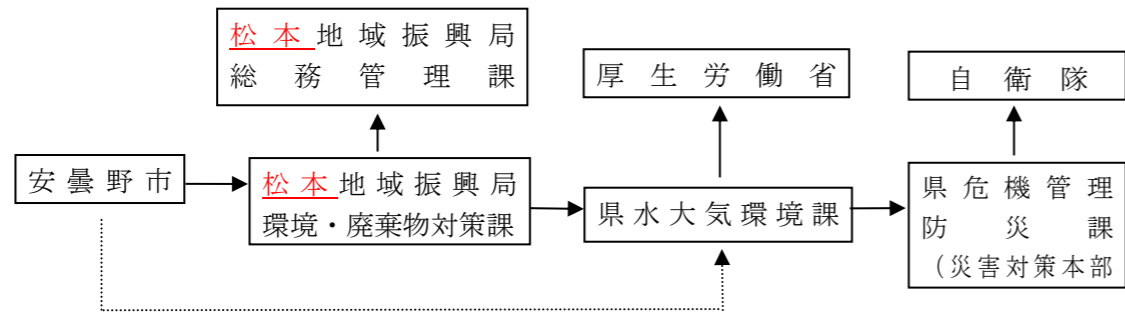
ウ 農業集落排水施設被害状況報告



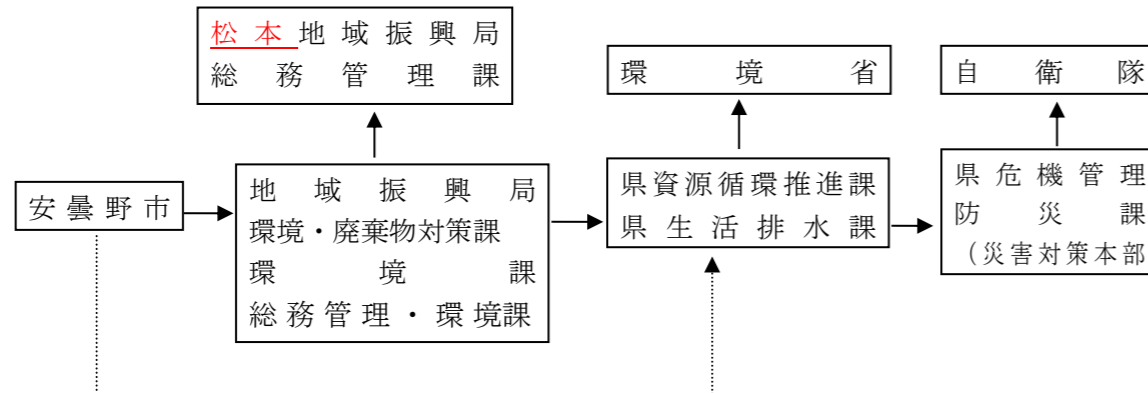




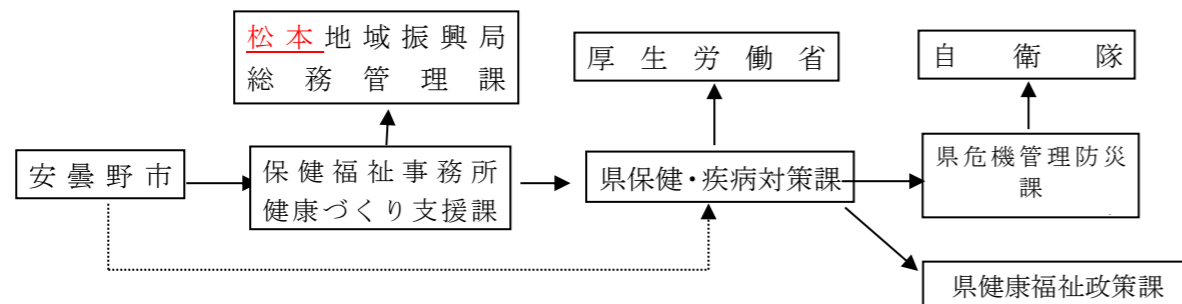
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号(県指定)



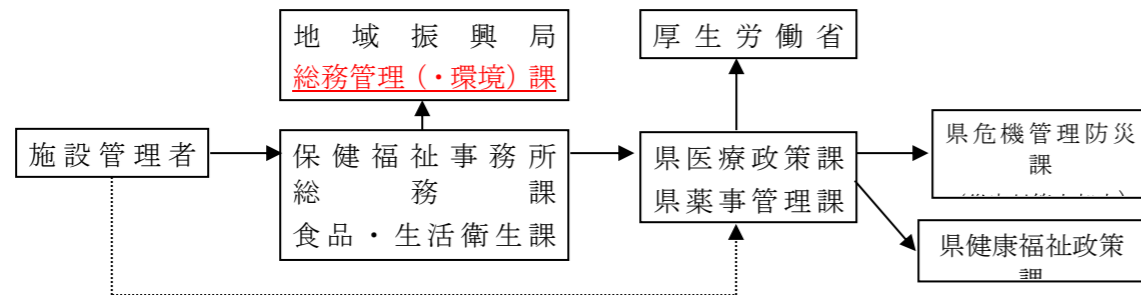
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号(県指定)



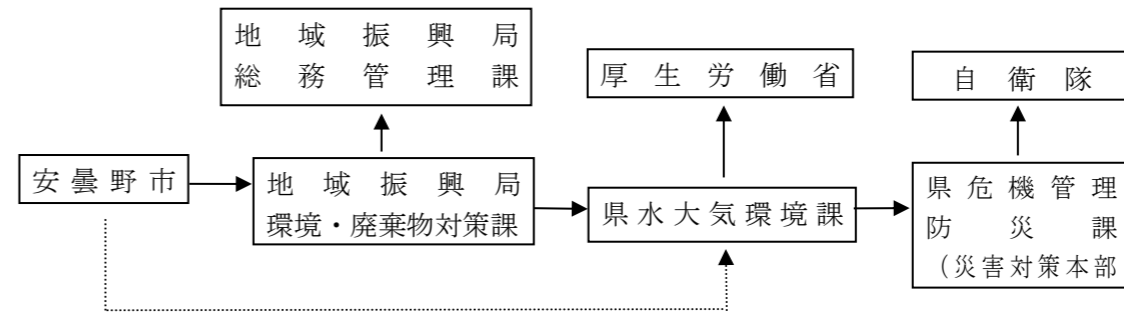
(10) 感染症関係報告 様式11号(県指定)



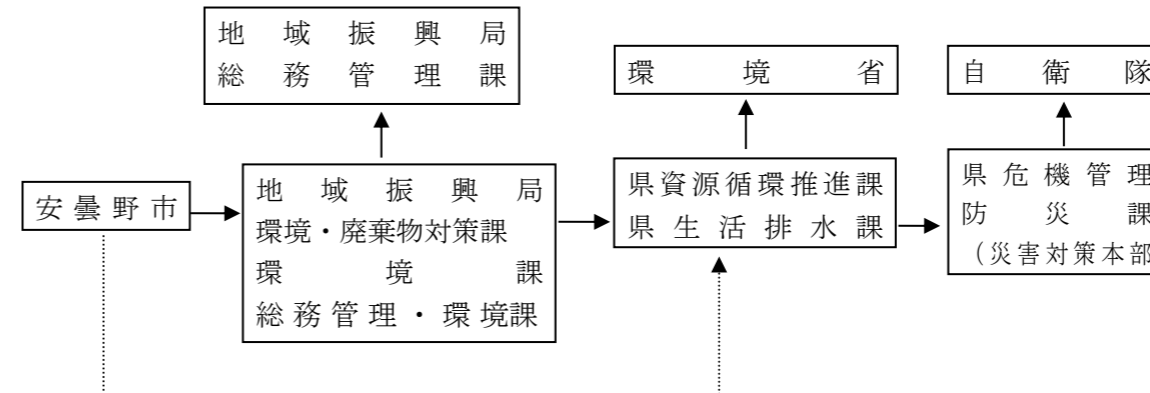
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号(県指定)



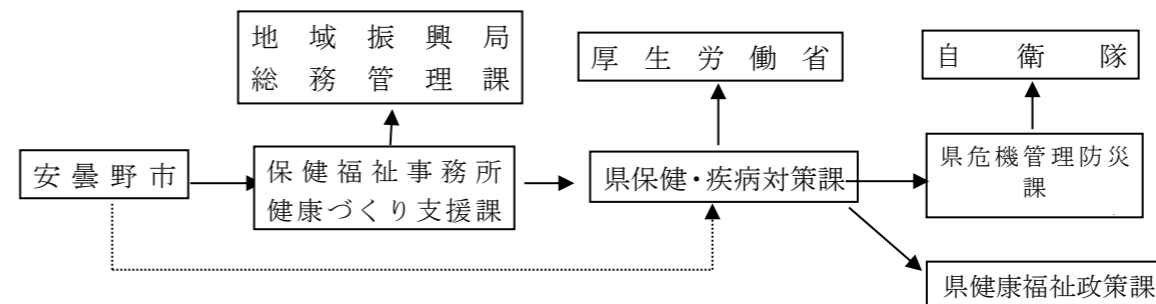
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号(県指定)



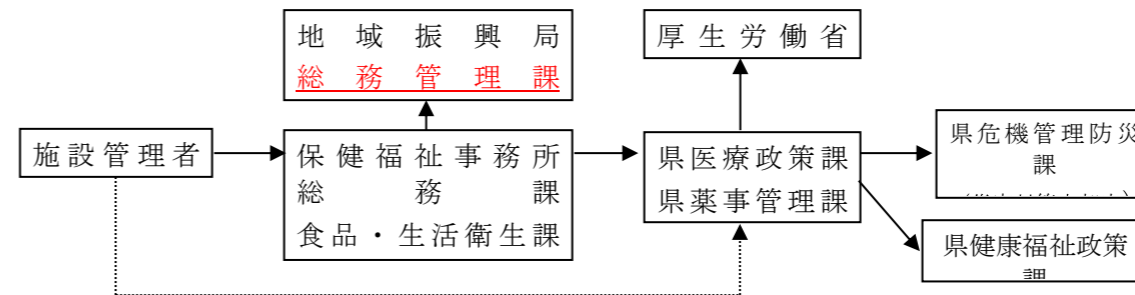
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号(県指定)



(10) 感染症関係報告 様式11号(県指定)

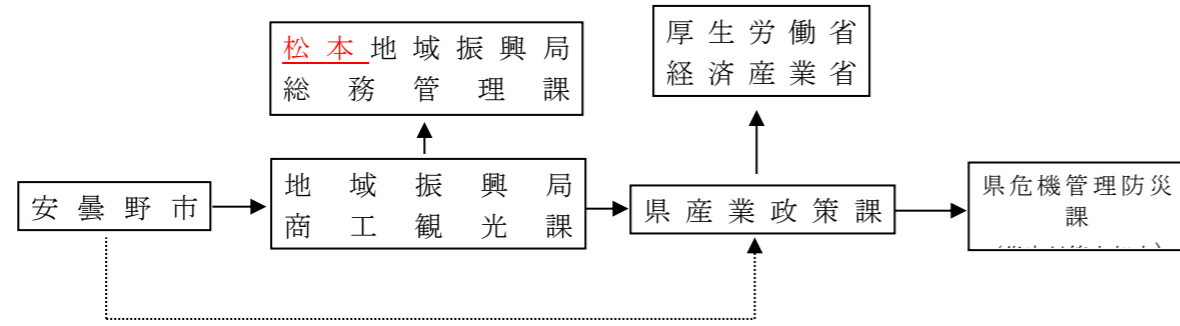


(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号(県指定)



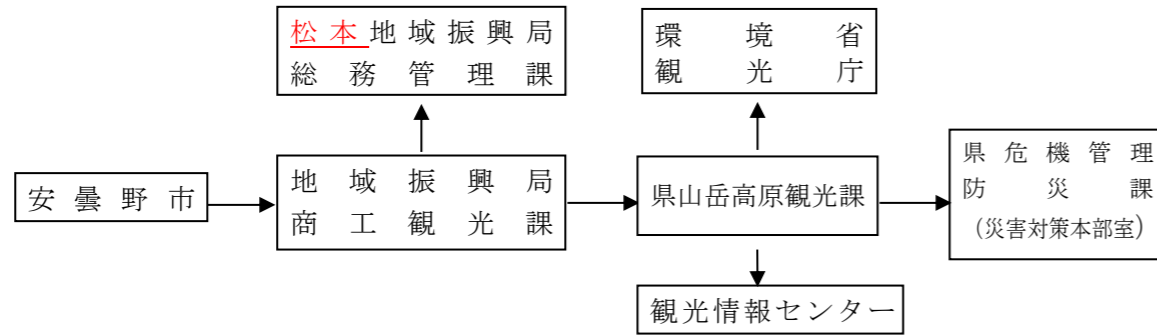
(12) 商工関係被害状況報告

様式 13 号 (県指定)



(13) 観光施設被害状況報告

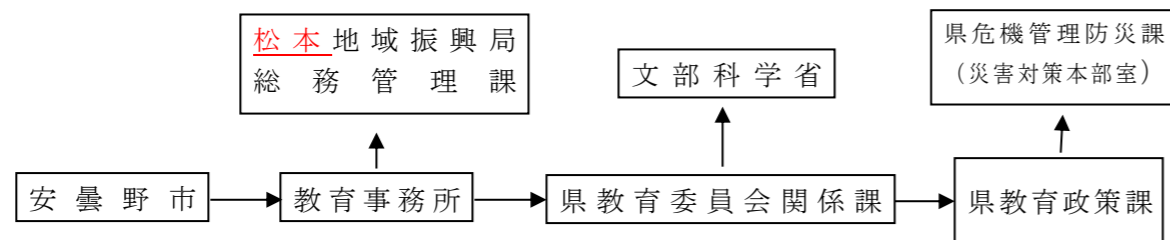
様式 14 号 (県指定)



(14) 教育関係被害状況報告

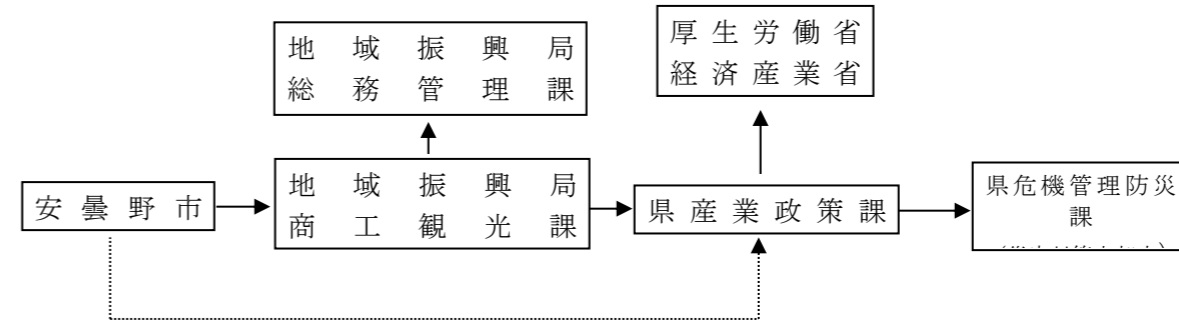
様式 15 号 (県指定)

ア 市町村施設



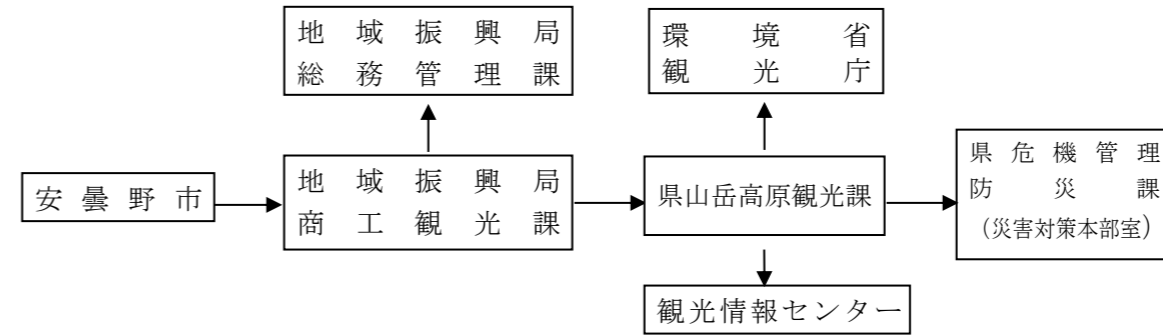
(12) 商工関係被害状況報告

様式 13 号 (県指定)



(13) 観光施設被害状況報告

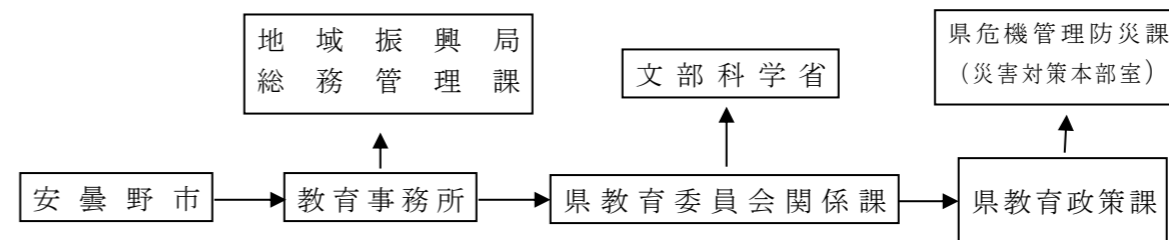
様式 14 号 (県指定)



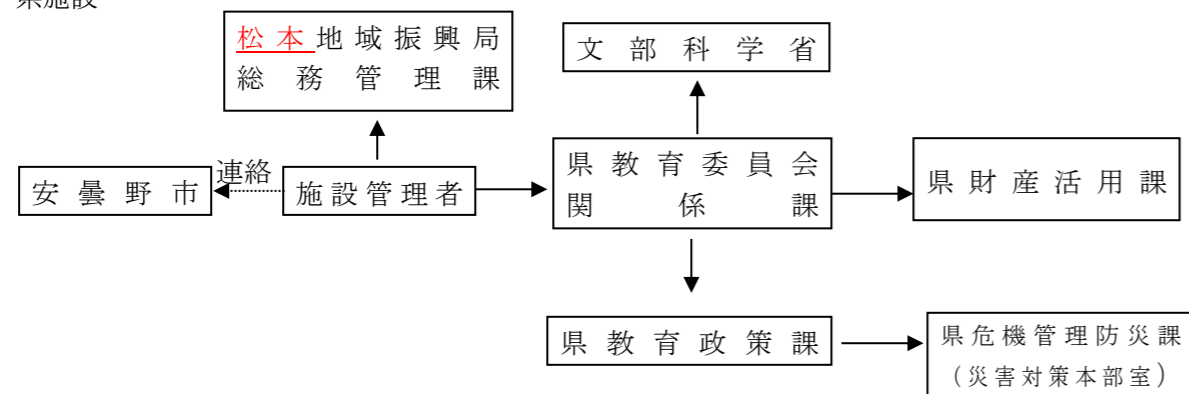
(14) 教育関係被害状況報告

様式 15 号 (県指定)

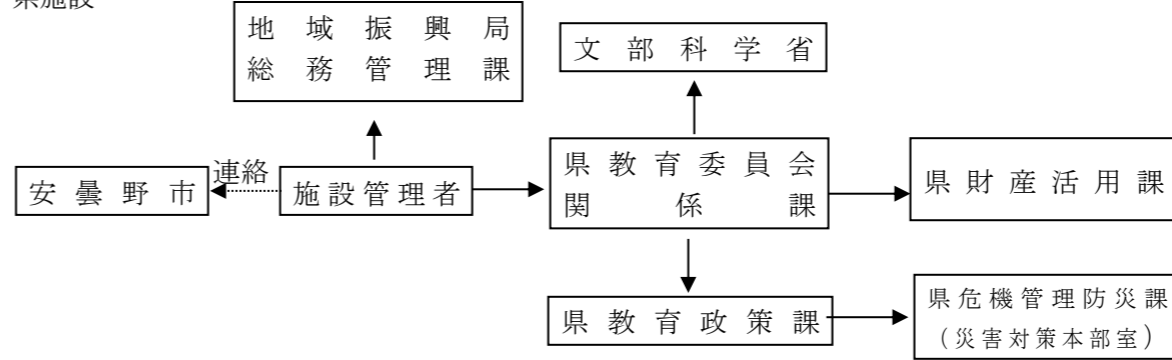
ア 市町村施設



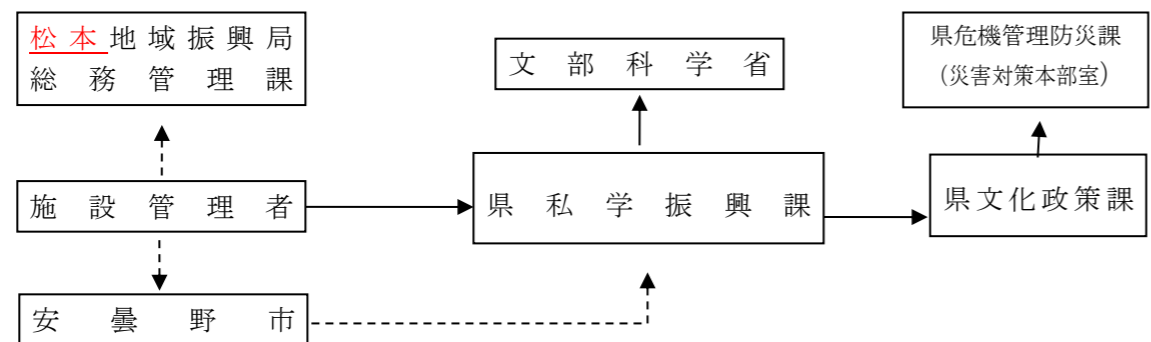
イ 県施設



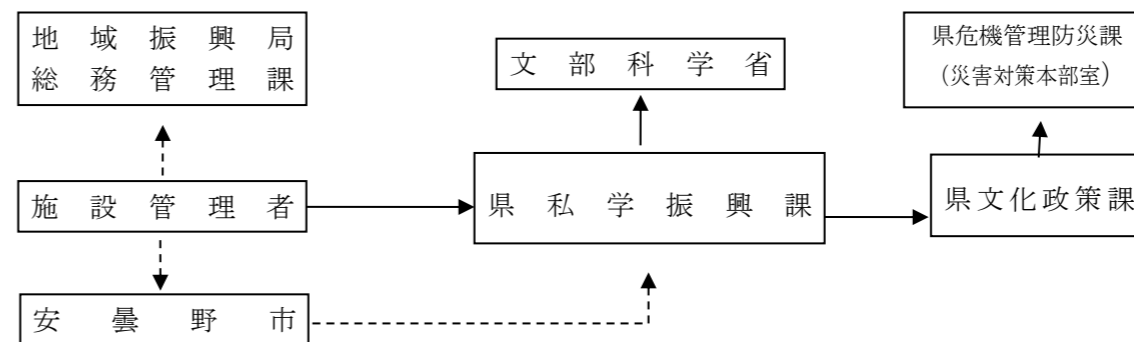
イ 県施設



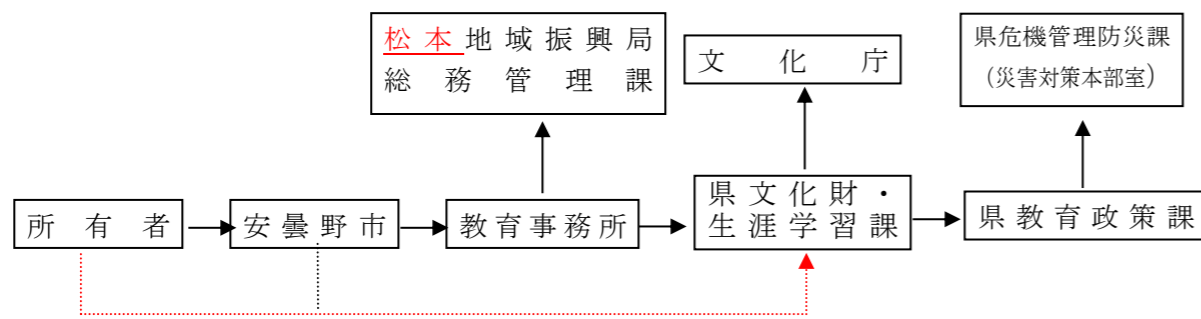
ウ 私立施設



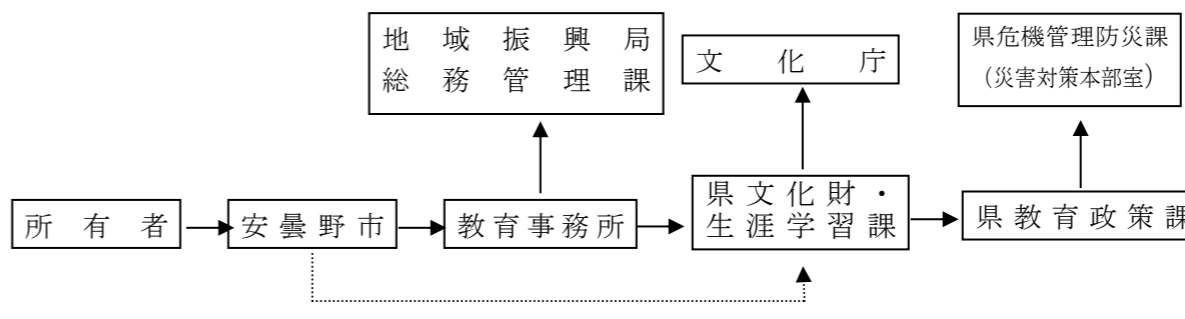
ウ 私立施設



エ 文化財

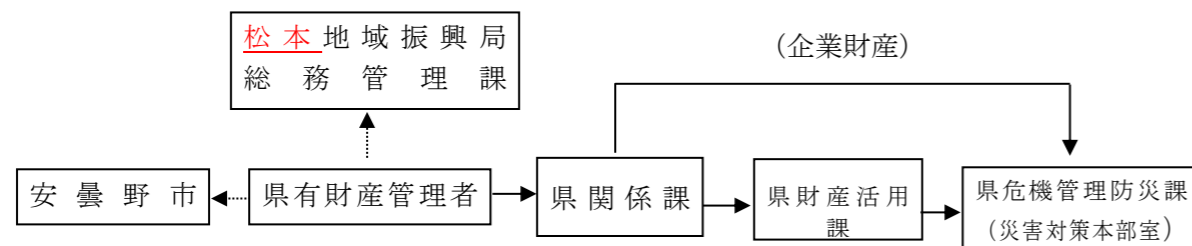


エ 文化財



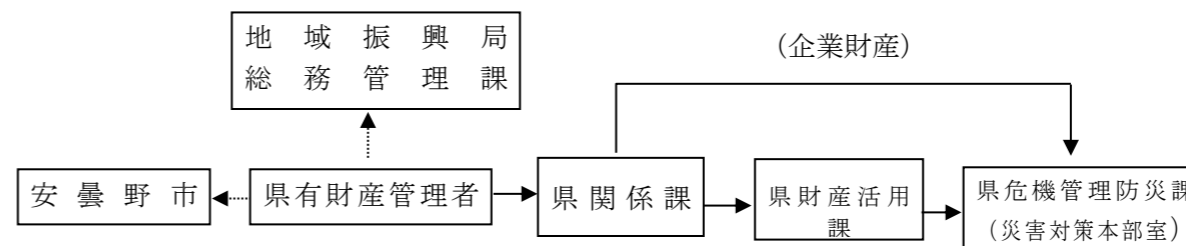
(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告

様式 16 号（県指定）



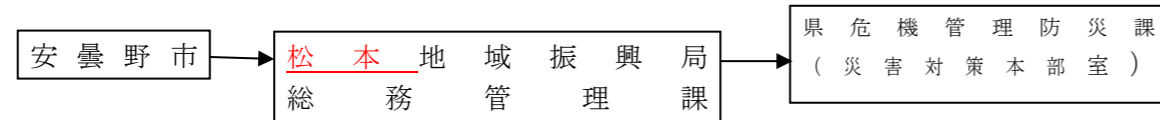
(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告

様式 16 号（県指定）

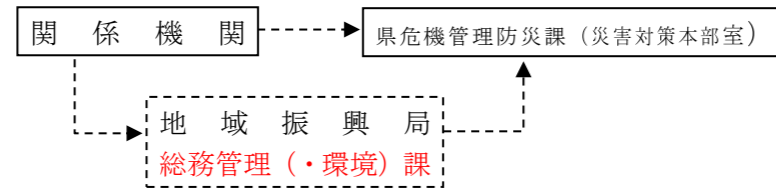


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式 17 号 (県指定)

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

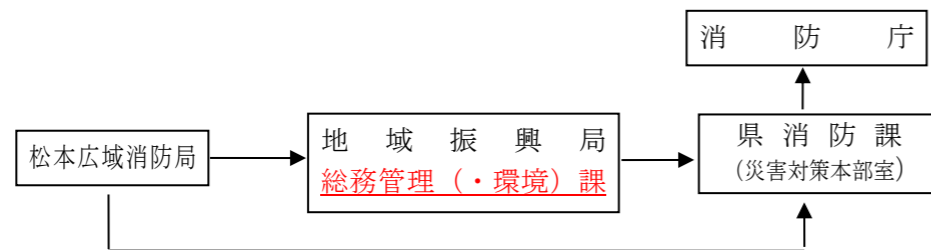


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号 (県指定)

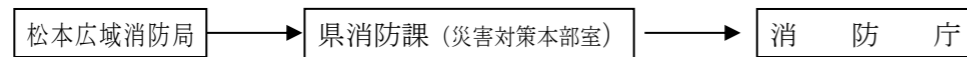


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

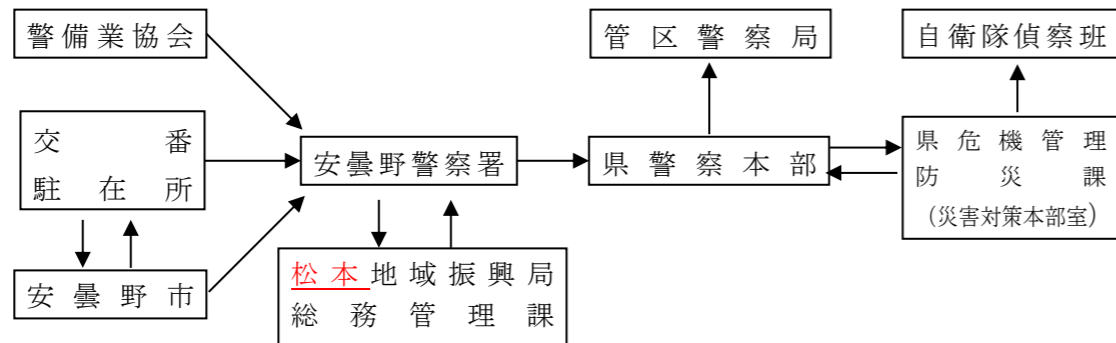
(18) 火災即報 様式 19 号 (県指定)



(19) 火災等即報 (危険物に係る事故)

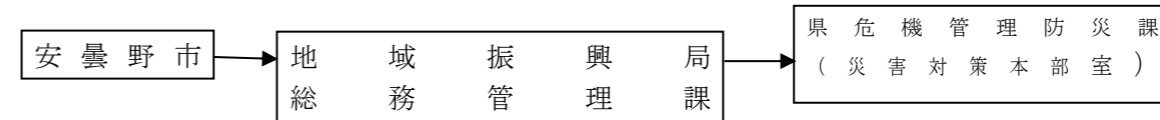


(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号 (県指定)

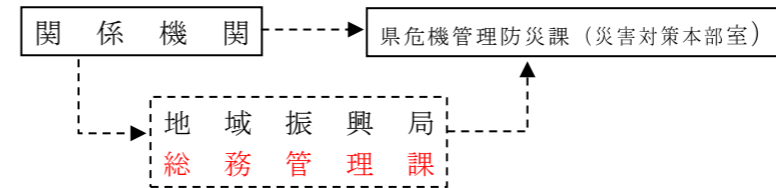


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式 17 号 (県指定)

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

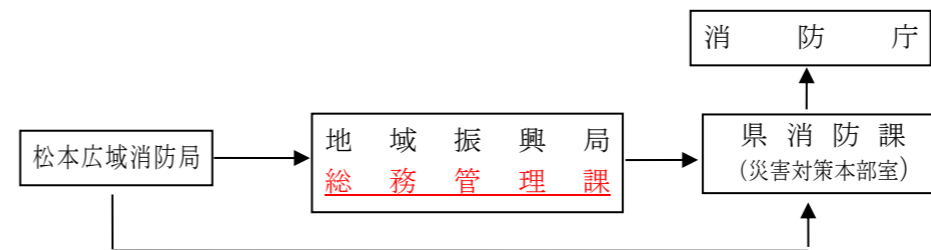


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号 (県指定)

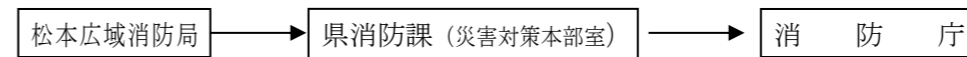


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

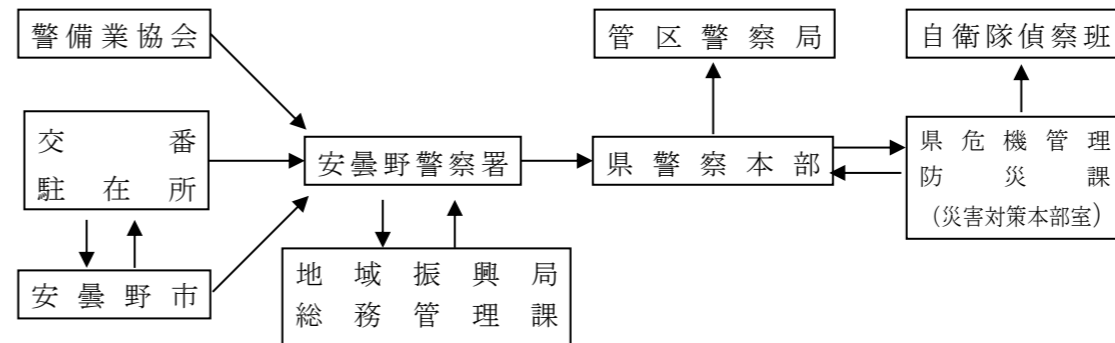
(18) 火災即報 様式 19 号 (県指定)



(19) 火災等即報 (危険物に係る事故)



(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号 (県指定)



修正後				修正前				修正理由
<b>第3節 非常参集職員の活動</b>				<b>第3節 非常参集職員の活動</b>				
<b>第3 活動の内容</b>				<b>第3 活動の内容</b>				
1 【市が実施する対策】(全部局)				1 【市が実施する対策】(全部局)				
(3) 活動体制				(3) 活動体制				
災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。				災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。				
<b>活 動 体 制 (風雪水害・その他災害等)</b>				<b>活 動 体 制 (風雪水害・その他災害等)</b>				
配備体制	責任者	配 備 人 員	活 動 開 始 基 準	配備体制	責任者	配 備 人 員	活 動 開 始 基 準	
レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○都市建設部(ダム放流除く) ○農林部(気象警報のみ) ○当番等として指定された職員	○気象警報発表 ○東京電力リニューアブルパワー株式会社 稲核ダム ※放流量 220 m <sup>3</sup> /s 以上 ○大町ダム ※放流量 200 m <sup>3</sup> /s 以上、特例操作 ○水防警報	レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○都市建設部(ダム放流除く) ○農林部(気象警報のみ) ○当番等として指定された職員	○気象警報発表 ○東京電力リニューアブルパワー株式会社 稲核ダム ※放流量 220 m <sup>3</sup> /s 以上 ○大町ダム ※放流量 200 m <sup>3</sup> /s 以上、特例操作 ○水防警報	
レベル2 警戒体制	危機管理監	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上記部署職員の強化に加えて、以下の部署において、情報収集に必要な職員を課長が指定。 総務課、秘書広報課、 <u>地域づくり</u> 課、福祉課、 <u>高齢者介護</u> 課、 <u>障がい者支援</u> 課、子ども <u>家庭</u> 支援課、健康推進課、観光課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課	○ <u>高齢者等避難発令</u> 時 ○台風が12時間以内に最接近する場合、避難行動が困難になることが予想されるとき ○概ね30センチ以上の積雪が見込まれるとき	レベル2 警戒体制	総務部長	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上記部署職員の強化に加えて、以下の部署において、情報収集に必要な職員を課長が指定。 総務課、秘書広報課、 <u>全地域</u> 課、 <u>長寿社会</u> 課、福祉課、子ども支援課、健康推進課、介護保険課、観光交流促進課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課	○ <u>土砂災害警戒情報発表</u> 時 ○台風が12時間以内に最接近する場合、避難行動が困難になることが予想されるとき ○概ね30センチ以上の積雪が見込まれるとき	市の組織改編に合わせた修正 (意見元：市職員)
レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○ <u>土砂災害警戒情報発表時又は避難指示発令</u> 時 ○災害発生の恐れがあるとき ○突発事故発生時(鉄道事故・航空機墜落事故・危険物が関連した事故・土砂災害・大規模火災・大規模停電や断水・火山噴火)	レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○ <u>記録的短時間大雨情報の発表</u> 時 ○災害発生の恐れがあるとき ○突発事故発生時(鉄道事故・航空機墜落事故・危険物が関連した事故・土砂災害・大規模火災・大規模停電や断水・火山噴火)	
レベル4 緊急体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○小・中規模の災害が発生したとき ○特別警報発表時 ○レベル3の状況において、災害発生の恐れが極めて高いと判断されるとき	レベル4 緊急体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○小・中規模の災害が発生したとき ○特別警報発表時 ○レベル3の状況において、災害発生の恐れが極めて高いと判断されるとき	
レベル5 全体体制	市長	○全正規職員	○ <u>緊急完全確保発令</u> 時 ○大規模な災害が確認されたとき	レベル5 全体体制	市長	○全正規職員	○大規模な災害が <u>発生もしくは発生する可能性が非常に高い</u> とき	

別表

安曇野市災害対策本部の構成・事務分掌

1 構成

種 別	構 成	設 置 場 所	任 務
本 部	本部長 副本部長 部局長	会議室 <u>(庁議室)</u>	<p>本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害 応急対策、救助対策を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の把握</li> <li>適切な措置の決定</li> <li>各部相互の連絡調整</li> </ul>
部 本 部	部長 副部長	各部 <u>執務室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長指示の部内伝達</li> <li>部内情報の把握</li> <li>所掌事務の迅速、的確な災害応急対応</li> <li>各部相互の連絡調整</li> <li>指揮本部への活動状況の報告</li> </ul>
指揮本部	<u>危機管理監</u> <u>統括班</u> <u>総務班</u> <u>情報班</u> <u>対策班</u> <u>物資班</u> <u>広報班</u>	災害対策本部室 または会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>市域の被害状況の把握、整理及び災害対応の 分析</u></li> <li><u>防災関係機関との連携、調整、報告</u></li> <li><u>救命、救助活動に対する応急対応</u></li> <li><u>災害対策本部会議の開催、運営</u></li> <li>本部長、副本部長への報告</li> <li>本部長、副本部長指示の各部伝達</li> </ul>
指 揮 班	部内各課の 主管課係長	各課 <u>執務室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部本部と指揮本部の連絡調整</li> <li>部内情報の整理</li> <li>指示、伝達事項の確認</li> <li>各課の活動状況を対策部長へ報告</li> </ul>
現地対策本部	本部長から 指名された者	支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長指示の部内伝達</li> <li><u>地域</u>内情報の把握</li> <li><u>指揮本部と</u>の連絡調整</li> <li>指揮本部へ活動状況の報告</li> </ul>

別表

安曇野市災害対策本部の構成・事務分掌

1 構成

種 別	構 成	設 置 場 所	任 務
本 部	本部長 副本部長 部局長	会議室	<p>本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害 応急対策、救助対策を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の把握</li> <li>適切な措置の決定</li> <li>各部相互の連絡調整</li> </ul>
部 本 部	部長 副部長	各部 <u>長席</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長指示の部内伝達</li> <li>部内情報の把握</li> <li>所掌事務の迅速、的確な災害応急対応</li> <li>各部相互の連絡調整</li> <li>指揮本部への活動状況の報告</li> </ul>
指揮本部	<u>危機管理課</u> <u>総務課</u> <u>契約検査課</u> <u>人権男女共同参画課</u> <u>職員課</u> <u>秘書広報課</u>	災害対策本部室 または会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>各対策部活動状況の把握整理</u></li> <li>本部長、副本部長への報告</li> <li>本部長、副本部長指示の各部伝達</li> </ul>
指 揮 班	部内各課の 主管課係長	各課 <u>事務室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部本部と指揮本部の連絡調整</li> <li>部内情報の整理</li> <li>指示、伝達事項の確認</li> <li>各課の活動状況を対策部長へ報告</li> </ul>
現地対策本部	本部長から 指名された者	支所 <u>長席</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長指示の部内伝達</li> <li><u>部</u>内情報の把握</li> <li><u>部内相互</u>の連絡調整</li> <li>指揮本部へ活動状況の報告</li> </ul>

安曇野市災害対策本部の部及び班の分掌

2 分掌事務  
総務部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
総務部長	第1副部長 職員課長	【指揮班】 職員担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部指揮本部の支援
	第2副部長 監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局 書記長	【指揮班】 監査委員事務局次長 選挙管理委員会事務局書 記次長	1 部指揮本部の支援
	第3副部長 財政課長	【指揮班】 財政担当係長	1 災害関係の資金計画に関すること。 2 災害復旧計画の取りまとめ調整に関すること。 3 災害関係の予算に関すること。
	第4副部長 税務課長	【第1調査班】 諸税係長 市民税担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関するこ と。 2 災害に伴う税の相談に関すること。 3 被災状況調書の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被害調査：豊科・堀金地域
		【第2調査班】 家屋担当係長 土地係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関するこ と。 2 災害に伴う税の相談に関すること。 3 被災状況調書の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被害調査：穂高・明科地域
	第5副部長 収納課長	【第3調査班】 管理係長 整理担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関するこ と。 2 災害に伴う税の相談に関すること。 3 被災状況調書の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被害調査：三郷地域
	第6副部長 財産管理課 長	【管財班】 財産管理担当係長 施設経営担当係長	1 災害対策購入資機材の検収に関すること。 2 応急・復旧資材の調達に関すること。 3 市有財産の被害状況及び管理に関すること。 4 仮設住宅の建設地の確保に関すること。 5 本庁舎在庁者の避難誘導及び安全確保に関する こと。
第7副部長 会計課長	【会計班】 出納係長	1 災害対策本部指揮本部との連絡調整に関するこ と。	

安曇野市災害対策本部の部及び班の分掌

2 分掌事務  
総務部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
総務部 第1部長 (総務部長)	第1副部長 監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局 書記長	【第1総務班】 監査委員事務局次長 選挙管理委員会事務局書 記次長	1 指揮本部の応援に関すること。 2 各部に属さない被害調査に関すること。 3 各種情報の整理に関すること。
	第2部長 (議会事務局長)	第1副部長 議会事務局次長 庶務係長 議事係長	1 市議会の連絡調整に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。



	審査係長	2 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関すること。 3 災害対策経費の出納に関すること。
--	------	---

商工観光スポーツ部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
商工観光スポーツ部長	第1副部長 商工労政課長	【指揮班】 商工労政担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関すること。 3 部内施設の災害対策に関すること。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。 5 商工業施設等の災害対策、被害調査、復旧に関すること。 6 商工業事業資金の融資に関すること。
		【観光班】 観光促進担当係長 観光施設担当係長	1 要配慮者（観光客）の対応に関すること。 2 部所管施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 3 部内の応援に関すること。
	第3副部長 スポーツ推進課長	【施設班】 スポーツ推進担当係長	1 社会体育施設に係る指定避難所施設の開設・管理に関すること。 2 災害対策本部指揮本部の支援

都市建設部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
都市建設部長	第1副部長 建設整備課長	【指揮班】 建設政策担当係長	【指揮班】 1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関すること。 3 部内施設の災害対策に関すること。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。 5 輸送及び建設業者等への協力要請に関すること。
		【建設班】 建設整備担当係長	【建設班】 1 障害物の除去に関すること。 2 緊急交通路の確保に関すること。 3 土木施設の被害調査に関すること。 4 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の応急処置・復旧に関すること。
	第2副部長 維持管理課長	【建設班】 維持担当係長	1 障害物の除去に関すること。 2 街路樹の補修等応急対策に関すること。 3 緊急交通路の確保及び指定に関すること。 4 緊急交通路、道路の交通規制、迂回路等に関すること。 5 土砂災害等の被害調査、復旧に関すること。 6 輸送及び建設業者等への協力要請に関すること。
		【庶務班】 管理登記担当係長	【庶務班】 1 災害対策用資機材の調達に関すること。 2 土木施設被害の情報収集報告及び苦情処理に関すること。 3 緊急交通路、迂回路等の交通規制に関すること。

商工観光部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
商工観光部長	第1副部長 商工労政課長	【指揮班】 商工労政係長 【庶務班】 産業立地支援係長	1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関すること。 3 部内施設の災害対策に関すること。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。 5 商工業施設等の災害対策、被害調査、復旧に関すること。 6 商工業事業資金の融資に関すること。
		第2副部長 観光交流促進課長	【観光班】 観光交流促進担当係長 拠点維持整備係長

都市建設部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
都市建設部長	第1副部長 監理課長	【指揮班】 庶務係長 【庶務班】 国県事業推進担当係長 管理登記担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関すること。 3 部内施設の災害対策に関すること。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。 5 災害対策用資機材の調達に関すること。 6 県への復旧資機材の要求に関すること。 7 土木施設の被害状況調査及び苦情処理に関すること。 8 道路、橋梁の被害対策、被害調査に関すること。 9 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の応急処置に関すること。
		第2副部長 建設課長	【建設班】 建設担当係長 維持担当係長
	第3副部長 都市計画課長	【都市計画班】 計画係長 都市整備係長	1 都市公園施設の被害対策、被害調査、復旧に関すること。 2 避難所施設の営繕に関すること。

	第3副部長 都市計画課長	【都市計画班】 計画係長 都市整備係長 公園緑地担当係長	1 都市公園施設の被害対策、被害調査、復旧に関する こと。 2 <b>都市公園</b> 避難所施設の営繕に関する こと。 3 部内の応援に関する こと。			公園緑地係長	3 部内の応援に関する こと。	
	第4副部長 建築住宅課長	【建築住宅班】 建築景観係長 開発調整係長 住宅係長	1 応急危険度判定に関する こと。 2 市営住宅の被害対策、被害調査、復旧に関する こと。 3 仮設住宅建設の調整に関する こと。 4 仮設住宅関係調書の作成に関する こと。		第4副部長 建築住宅課長	【建築住宅班】 建築景観係長 開発調整係長 住宅係長	1 応急危険度判定に関する こと。 2 市営住宅の被害対策、被害調査、復旧に関する こと。 3 仮設住宅建設の調整に関する こと。 4 仮設住宅関係調書の作成に関する こと。	

修正後	修正前	修正理由																																																																																																														
<p><b>第5節 ヘリコプターの運用計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救 助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td><u>レオナルド式 AW139型</u></td> <td><u>17 (14)</u></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>レオナルド式 AW139型</u></td> <td><u>17 (14)</u></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等 ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプ ター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各 種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○	広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各 種	各種		○	○		海上保安庁ヘリコプ ター	各 種	各種	○		○		ドクターヘリ	各 種	6					<p><b>第5節 ヘリコプターの運用計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救 助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td><u>ユーロコプター AS365N3</u></td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>アグスタAW139</u></td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等 ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプ ター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各 種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>ユーロコプター AS365N3</u>	13	○		○	○	<u>アグスタAW139</u>	17	○		○	○	広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各 種	各種		○	○		海上保安庁ヘリコプ ター	各 種	各種	○		○		ドクターヘリ	各 種	6					<p>型式の変更（意見元：松本地域振興局）</p>
名 称	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県警ヘリコプター	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○																																																																																																										
	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○																																																																																																										
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種		○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプ ター	各 種	各種	○		○																																																																																																											
ドクターヘリ	各 種	6																																																																																																														
名 称	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県警ヘリコプター	<u>ユーロコプター AS365N3</u>	13	○		○	○																																																																																																										
	<u>アグスタAW139</u>	17	○		○	○																																																																																																										
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種		○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプ ター	各 種	各種	○		○																																																																																																											
ドクターヘリ	各 種	6																																																																																																														

修正後	修正前	修正理由																				
<p><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】</p> <p>(コ) 救護班等の業務内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">対 応 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所の開設、運営</td> <td rowspan="7">医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ <u>柔道整復師・助産師</u> 市職員・事務職員</td> </tr> <tr> <td>トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示</td> </tr> <tr> <td>軽症患者への応急対策</td> </tr> <tr> <td>医務班との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>医薬品・衛生材料の要請</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティアの要請・調整</td> </tr> <tr> <td>搬送の調整</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	対 応 策	医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ <u>柔道整復師・助産師</u> 市職員・事務職員	トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	軽症患者への応急対策	医務班との連絡調整	医薬品・衛生材料の要請	一般ボランティアの要請・調整	搬送の調整	<p><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】</p> <p>(コ) 救護班等の業務内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">対 応 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所の開設、運営</td> <td rowspan="7">医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員</td> </tr> <tr> <td>トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示</td> </tr> <tr> <td>軽症患者への応急対策</td> </tr> <tr> <td>医務班との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>医薬品・衛生材料の要請</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティアの要請・調整</td> </tr> <tr> <td>搬送の調整</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	対 応 策	医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員	トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	軽症患者への応急対策	医務班との連絡調整	医薬品・衛生材料の要請	一般ボランティアの要請・調整	搬送の調整	<p>対応策に追加 (意見元：市職員)</p>
項 目	対 応 策																					
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ <u>柔道整復師・助産師</u> 市職員・事務職員																					
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示																						
軽症患者への応急対策																						
医務班との連絡調整																						
医薬品・衛生材料の要請																						
一般ボランティアの要請・調整																						
搬送の調整																						
項 目	対 応 策																					
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員																					
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示																						
軽症患者への応急対策																						
医務班との連絡調整																						
医薬品・衛生材料の要請																						
一般ボランティアの要請・調整																						
搬送の調整																						

修正後	修正前	修正理由																										
<p><b>第19節 廃棄物の処理活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>処理施設及びし尿処理施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">処 理 能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ごみ</td> <td rowspan="2">穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター</td> <td rowspan="2">安曇野市穂高北穂高 <u>1000</u></td> <td>じんかい <u>120t</u>/日 <u>2</u>基 <u>24h</u> 可 動</td> </tr> <tr> <td>不燃物、<u>3</u>t/日</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター</td> <td>安曇野市穂高北穂高 1589-2</td> <td>185kl/日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力	ごみ	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 <u>1000</u>	じんかい <u>120t</u> /日 <u>2</u> 基 <u>24h</u> 可 動	不燃物、 <u>3</u> t/日	し尿	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日	<p><b>第19節 廃棄物の処理活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>処理施設及びし尿処理施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">処 理 能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ごみ</td> <td rowspan="2">穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター</td> <td rowspan="2">安曇野市穂高北穂高 <u>1587-8</u></td> <td>じんかい <u>150t</u>/日、<u>3</u>基 <u>16h</u> 可 動</td> </tr> <tr> <td>不燃物、<u>7</u>t/日</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター</td> <td>安曇野市穂高北穂高 1589-2</td> <td>185kl/日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力	ごみ	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 <u>1587-8</u>	じんかい <u>150t</u> /日、 <u>3</u> 基 <u>16h</u> 可 動	不燃物、 <u>7</u> t/日	し尿	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日	<p>所在地等の変更 (意見元：市職員)</p>
種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力																									
ごみ	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 <u>1000</u>	じんかい <u>120t</u> /日 <u>2</u> 基 <u>24h</u> 可 動																									
			不燃物、 <u>3</u> t/日																									
し尿	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日																									
種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力																									
ごみ	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 <u>1587-8</u>	じんかい <u>150t</u> /日、 <u>3</u> 基 <u>16h</u> 可 動																									
			不燃物、 <u>7</u> t/日																									
し尿	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日																									

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p><u>(ア) 市教育部は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p><u>(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育部を通じて指導する。</u></p> <p><u>(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</u></p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市教育部等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、<u>市教育部</u>へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、<u>市教育部</u>の指導を受けて実施する。</p> <p><u>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育部等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p><u>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定・登録文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p><u>教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定・登録文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</u></p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、<u>市教育委員会</u>へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、<u>市教育委員会</u>の指導を受けて実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文化財の被災に関する対応について記載を修正</p> <p>文言の修正(意見元：市職員)</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第40節 災害救助法の適用</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">救助の実施要領の基準（概要）</p> <p>（第23条関係）</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は29.7平方メートル（9坪）を基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>266万6,000円</u>以内とする。</p> <p>キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日（(オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日）から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項・第4項の規定による期間（2年<u>3月</u>以内以内）とする。</p>	<p style="text-align: center;">第40節 災害救助法の適用</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">救助の実施要領の基準（概要）</p> <p>（第23条関係）</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は29.7平方メートル（9坪）を基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>249万8,000円</u>以内とする。</p> <p>キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日（(オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日）から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項の規定による期間（2年以内）とする。</p>	<p>災害救助法改正による修正 （意見元：市職員）</p>